

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

**○外国人、技能実習後も5年就労可能に 本格拡大にカジ(2018/4/11 日本経済新聞 電子版)**

政府は2019年4月にも外国人労働者向けに新たな在留資格をつくる。最長5年間の技能実習を修了した外国人に、さらに最長で5年間、就労できる資格を与える。試験に合格すれば、家族を招いたり、より長く国内で働いたりできる資格に移行できる。5年間が過ぎれば帰国してしまう人材を就労資格で残し、人手不足に対処する。外国人労働の本格拡大にカジを切る。

政府は単純労働者の受け入れを原則、認めていない。一方で働きながら技能を身につける技能実習の範囲拡大や期間延長で事実上、単純労働者の受け皿をつくってきた。幅広く就労の在留資格を与える制度の導入は大きな政策の転換点になる。

政府は今秋の臨時国会にも入国管理法改正案を提出し、来年4月にも新制度を始める方針だ。

新設する資格は「特定技能(仮称)」。17年10月末で25万人いる技能実習生に、さらに最長5年間、就労の道を開く。技能実習は農業や介護などが対象。新設する資格とあわせれば、通算で最長10年間、国内で働き続けることができる。

新資格で就労すれば技能実習より待遇がよくなるため、技能実習から移行を希望する外国人は多いとみられる。政府は少なくとも年間数万人は外国人労働者が増えるとみている。農業、介護、建設など人手不足の業界を対象にする。

そもそも技能実習は学んだ技術を母国に伝えることが前提。経験を積んだ人材も実習後に国外に退去しなければならない。長く働きたい外国人や、実習で経験を積んだ外国人を育てた国内の雇用主からは、改善を求める声があった。

技能実習制度とその本来の目的は維持するため、新資格は一定期間、母国に帰って再来日した後に与える。外国人の永住権取得の要件の一つに「引き続き10年以上の在留」がある。いったん帰国してもらうため、技能実習と新資格で通算10年を過ぎても、

直ちに永住権取得の要件にはあたらないようになる。

外国人労働者をさらに増やすため、実習修了者と同程度の技能を持つ人にも新資格を付与する方針だ。既に実習を終えて帰国した人も対象になる見通しで、経験豊かな労働者を確保できる。

新資格の保有者は、より専門性が高い在留資格に変更できるようにする。専門技能を問う試験に合格すれば、海外の家族の受け入れや、在留期間の更新ができる既存の資格に切り替えられる。

国内では25年度に介護職員が約38万人不足する見込み。農業人口はこの10年で約4割減り、人手不足が深刻だ。技能実習生の多くが新資格に移行すれば、長期間、国内労働力に定着させることができる。アジア各国の賃金上昇で外国人労働力の獲得は難しくなっているが、人材獲得競争にもプラスに働くと見ている。

日本の労働力人口は約6600万人。17年10月末時点の外国人労働者数は技能実習生の増加などがけん引し、127万人と過去最高を更新した。労働力の50人に1人は外国人が担う状況だが、政府はさらに増やす方針だ。

**○外国人労働者、在留最長10年に延長へ 新たな資格検討(2018/4/18 朝日新聞)**

農業や介護現場などの人手不足に対応しようと、政府は、外国人労働者向けの新たな在留資格を設ける方向で検討に入った。最長5年の「技能実習」を終えるなどした外国人が、さらに最長で5年就労できるようにする。出入国管理及び難民認定法(入管法)改正案を秋の臨時国会に提出、成立させ、来年度からの新制度施行をめざす。

年間数万人の確保を期待するが、技能実習で問題化したのと同様、「安価な働き手」の確保策として悪用される懸念もある。賃金不払いや長時間労働などの人権侵害を防ぐため、政府は法務省の入国管理局に受け入れ先への監督機能を担わせる方向だ。

新たな在留資格は「特定技能(仮称)」。働きながら

技術を学ぶ技能実習を終えて帰国した後、一定の要件を満たした人を対象とする。技能実習を経験していなくても、実習修了者と同水準の技能を身につけている人らにも道を開く。人手不足が進む農業、介護、建設、造船といった分野での就労を想定する。

新たな在留資格では家族の帯同は認めない。ただ、在留中に介護福祉士などの試験に合格すれば、熟練技術のある外国人に認められる「技能」などの在留資格に移行し、家族の帯同や長期在留も可能となる。

専門的・技術的分野の外国人受け入れ制度の見直しについては、安倍晋三首相が2月の経済財政諮問会議で、「移民政策をとる考えはない」と明言したうえで、「早急に検討を進める必要がある」と指示していた。

厚生労働省によると、昨年10月末時点の外国人労働者は128万人。このうち2割の26万人が技能実習生だ。同制度は「技術の海外移転」が目的とされているため、実習後は帰国しなければならず、雇用者側から就労できるよう見直しを求める声があがっていた。

技能実習をめぐるのは、昨年、対象職種に介護が追加され、在留期間が最長3年から5年になったばかり。これに合わせて監督機関や罰則が設けられたが、労働条件・環境の改善がどの程度進んだのか十分に検証されていない。

### ○人手不足が深刻な介護業界、「外国人頼み」が加速(2018/3/14 ダイヤモンド・オンライン)

#### ■日本語テスト緩和、永住の道も

介護分野の人手不足を解消するため、国は外国人頼みを加速させている。海外からの介護職技能実習生が長期滞在できるように、より「現実的な」介護に特化した日本語能力の資格試験を新たに設けることにした。

実習性は母国で日本語テスト「N4」の資格を取得するのが入国条件。来日して1年後にはより上位の「N3」の試験に合格しなければならない。N4とは「ややゆっくりの会話ならほぼ理解できる」段階で、N3は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる」レベルである。N3に受かれば、最長5年間は日本で働き続けられる。

介護や建設、農業など77職種にわたる技能実習生は25万7000人に達している。介護の実習生に限って設けられる「介護職にふさわしい」テストは、難しい漢字の筆記を減らして、介護現場でのコミュニケーショ

ン能力に重点を置いた方式とする。実質的にハードルを下げることになり、より多くの実習生が長期間就労できるようになりそうだ。これまで通りにN3の取得を選んでもいい。

滞在期間が長ければ介護福祉士の受験機会も増える。介護福祉士に合格すれば、実習生の枠から外れて日本で働き続けられる。技能実習制度に介護職が採用されたのは昨年11月。わずかの間に法改正が相次いでなされて永住への道も開かれ、そのために日本語テストも緩和する。

特例の三段跳びにさらにもう一段のジャンプが加わった。こうした「裏口入学」の拡大が外国人就労の姿を歪め、ますますいびつな形態を膨張させそうだ。

(中略)

#### ■これまではEPAによる受け入れが大半

こうして、技能実習生への扉が大きく開かれようとしている。これまで日本の介護現場での外国人就労は留学生のアルバイトを除くと、EPA(経済連携協定)による受け入れだけだった。

2008年のインドネシア人から始まり、翌年にはフィリピンから、そして2014年度にはベトナムからも受け入れ、2016年度までに合計3895人が来日した。

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム(特養)などの施設で働き、3年後に社会福祉士か看護師の試験を目指す。つまり、EPA介護者はいずれもEPA介護福祉士候補者かEPA看護師候補者なのである。合格しないと翌年の受験はできるが、それでも受からないと帰国を強いられる。介護福祉士の合格率は、40%前後と狭き門である。母国で看護師資格を得ての来日だが、日本語の試験は決して易しいものではない。

厚労省は「EPAは人手不足解消の手段ではない。あくまで経済問題から派生したこと」と明言している。実際、3カ国とも1年間の送り出し人数は300人以内と限定しており、今後も拡大することはない。(後略)

一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1  
VORT 半蔵門ビル 6階  
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717  
E-mail : [zen-kangokaigo@jiaec.jp](mailto:zen-kangokaigo@jiaec.jp)

担当 : 伊藤、小中

©一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会  
無断複製・転載を禁ず